

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分) を支給します。

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※「ひとり親世帯分」で対象となる人には、令和4年6月に、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給しています。なお、「ひとり親世帯分」を支給された人は、本給付金(その他世帯分)の対象となりません。

1. 対象者

- ① **令和4年4～7月分(いずれか)(令和4年8月分～令和5年3月分は随時対象)**の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、かつ、**令和4年度分の住民税均等割が非課税の人**(原則申請不要)
※児童手当の受給者については児童数の算定の対象となっている**平成16年4月2日から平成19年4月1日**までに生まれた児童分(兄妹)についても申請不要です。
※上記の該当者でも、支給要件の確認が必要な人や児童手当を受けている公務員などは申請が必要です。
- ②①のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障がい児については20歳未満)※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する人(要申請)
 - ⑦令和4年度分の住民税均等割が非課税の人
 - ⑧新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税と同様の収入になったと認められる人



2. 対象児童

平成16年4月2日以降(障がいのある場合は平成14年4月2日以降※) 令和5年2月28日までに生まれた児童
※特別児童扶養手当の認定を受けている児童

3. 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

4. 申請方法および支給時期

- ①申請不要です(ただし、住民税の申告がお済みでない人は、住民税申告および給付金の申請が必要となります)。
7月19日(火)に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座に振り込み済みです。
- ②原則、令和5年2月28日(火)までに申請が必要です。子育て応援課にお越しいただくか、ご連絡ください。該当する人は、5. 必要書類を持参の上、直接窓口で手続きしていただきます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。なお、支給時期は、申請日の翌月末を予定しています。

5. 必要書類

- (1)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードまたはパスポート)
- (2)通帳(電子の場合、画面コピー可)
- (3)戸籍謄本
- (4)マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード・通知カード・通知書・マイナンバー付き住民票)
- (5)令和4年1月以降の任意の1カ月分の給与明細など収入がわかる書類(1.②⑧該当の場合)



6. 注意事項

- (1)修正申告などにより住民税が課税となった場合や既に東郷町以外の自治体で本給付金(ひとり親世帯分またはその他世帯分)を受給した場合など、二重受給となった場合は、支給した給付金を返還していただきます。
- (2)令和4年4月以降に転入し対象となる人は、児童手当または特別児童扶養手当の令和4年4月分の支給市町村が本給付金を支給する場合、二重受給とならないよう、わかり次第早急に子育て応援課にご連絡ください。